

# 川崎市公告第265号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和8年2月4日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

「川崎市麻生区役所、麻生市民館及び麻生図書館の整備等に関する基本計画」作成  
支援業務委託

### (2) 事業場所

川崎市内

### (3) 事業概要

「新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方」（令和8年3月策定予定）に基づき、川崎市麻生区役所（以下「区役所」という。）、川崎市麻生市民館（以下「市民館」という。）及び川崎市立麻生図書館（以下「図書館」という。）の建替えを計画するものです。

本委託は、新百合ヶ丘駅北口地区のまちづくりの動向を踏まえながら、区役所、市民館及び図書館の建替整備のための基本方針の検討を含む基本計画の策定支援を行うものです。

なお、策定に当たり、多くの市民へのより良いサービスの提供につながるよう、導入機能及び機能配置の考え方等について市民意見を聴取するためのワークショップを開催し、各種調査・分析等を委託することとします。

### (4) 事業規模（事業概算額）

82,643,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）以下

### (5) 入札方法

公募型企画提案方式による提案審査

提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類及び提出団体から審査員に対して企画内容を説明するプレゼンテーションによって審査を行い、採択者を決定します。

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を満たしている単体企業及び2者以上（以下それぞれ「代表者」及び「構成員」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。

ただし、本業務委託について、単体企業として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員となることはできません。また、共同企業体として参加する場合においても、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となることはできません。なお、参加意向申出書の提出以降は、共同企業体の構成員の変更は原則として認めません。

### （1）単体企業の資格条件

- ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- イ 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- ウ 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」に登載されていること。

※ただし、参加意向申出書提出時までに川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、プロポーザル評価委員会実施時点で同等の資格を有すると認められている場合は、落札後に登録することを前提として登録されている者と同等に扱います。

- エ 過去15年における国または地方公共団体の庁舎等の建築物に係る整備基本計画に関する受託実績を元請で有すること。

### （2）共同企業体の資格条件

共同企業体の各構成員の出資の割合は、当該共同企業体の出資額を100として構成員数で除して得た率の40%を下回ってはなりません。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を上回らなければなりません。

#### ア 共同企業体の代表者に必要な条件

上記2（1）「単体企業の資格条件」を全て満たしていること。

#### イ 共同企業体の構成員に必要な条件

- （ア）令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている者
- （イ）上記2（1）ア、イを全て満たしていること。

### （3）共同企業体による参加

共同企業体による参加を希望する場合、別途定める委任状、共同企業体協定書、共同企業体編成表を参加意向申出書と併せて提出してください。

### 3 参加意向申出書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次の(1)に記載している期限までに、参加意向申出書に、会社概要（パンフレット等、事業概要及び関連会社等が確認できるもの）を添付し、持参にて提出してください。

#### (1) 受付期間

令和8年2月19日（木）正午まで

#### (2) 提出場所

川崎市市民文化局コミュニティ推進部区政推進課

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎2階

### 4 提案資格確認結果の通知

プロポーザル参加意向申出書を提出した者には、当該業務委託の提案資格の有無について確認を行った後、提案資格確認結果通知書を交付します。

#### (1) 交付日

令和8年2月20日（金）

#### (2) 交付方法

川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

### 5 質問の受付及び市からの回答

実施要領及び仕様書の内容等に関する質問を、次の(1)に記載している期限まで受け付けます。質問書により、川崎市市民文化局コミュニティ推進部区政推進課まで電子メールで送付してください。（電話、FAXによる質問には回答しません。）

#### (1) 受付期間

令和8年2月4日（水）から令和8年2月25日（水）正午まで

#### (2) 回答日

令和8年3月4日（水）

#### (3) 回答方法

川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

（質問内容及び回答とともに、提案資格があると認められる者全員に送付します。）

### 6 企画提案書等一式の受付

企画提案書等一式を、次の(1)に記載している期限まで受け付けます。持参にて、川崎市市民文化局コミュニティ推進部区政推進課に提出してください。

#### (1) 受付期間

令和8年3月18日（水）正午まで

(2) 提出書類（企画提案書等一式）

ア 企画提案書（任意様式、10枚（A4）以内）：正…1部 写し…11部

縦横どちらでも可、表紙を除き5～10ページ程度で作成してください。提案書は以下の記載内容について具体的に記載するとともに、提案者の持つ実績やノウハウ、ネットワーク等を最大限に生かした具体的な手法、検討プロセス等について提案してください。

なお、記載に当たっては、写真や概念図、フロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。

（ア）提案者概要（提案者・協力者等の概要、主要業務実績等を記載）

（イ）業務実施体制（組織体制、管理技術者のプロフィール、関連資格等を記載）

（ウ）計画（案）作成に関する考え方、検討プロセス

（エ）スケジュール

（オ）仕様書で定める以外の提案・企画・創意工夫を加えた点

イ 見積書（任意様式）：正…1部 写し…11部、内訳書

ウ 上記書類のデータ（PDFファイル形式）

※企画提案書の上限10枚は用紙の枚数です。両面印刷20ページとすることも可能です。

(3) 企画提案書等の取扱

ア 提出された企画提案書等は、返却いたしません。

イ 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。

ウ 企画提案書等の受領後、本市が必要あると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

## 7 提案内容のヒアリング及びプロポーザル評価委員会

提案内容のヒアリング及び審査のため、川崎市市民文化局内にプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設け、企画提案内容をプレゼンテーションしていただき、評価点の合計が最も高い者を本委託業務の受託予定者として選定します。

(1) 開催日

令和8年3月25日（水）【予定】

(2) 開催場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 【予定】

(3) 内容

評価委員会では、事前に提出されている企画提案書を委員に配布しておりますので、持ち時間20分以内でプレゼンテーションを行っていただき、その後、評価委員会委員により約30分間の質疑応答を実施します。

(4) 会議の公開

評価委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日第2号）第5条第3号に基づき、非公開とします。

(5) 注意点

- ア 評価委員会の会場には、インターネット環境はありません。
- イ 当日、資料等を追加することはできません。
- ウ 1団体あたりの出席は、5名以内としてください。
- エ 技術提案書等の説明は、特段の事情がない限り、予定技術者（主として主任技術者）が説明してください。

8 選定結果等の通知及び公表

提案内容のヒアリング及び評価委員会に参加する全ての参加者（団体）に対して、次とおり選定結果通知書を送付するとともに、市民文化局コミュニティ推進部区政推進課が所管するWebページに公表します。

(1) 通知及び公表日

令和8年4月上旬【予定】

(2) 各団体への通知方法

川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語：日本語

イ 通貨：日本国通貨（円）

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出書類等は、今回の評価・選定以外に提出者に無断で使用することはありません。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ 提出書類の作成及び提出に関する一切の費用は、提案者の負担とします。

エ 提出書類の受領後、本市が必要あると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

オ 提出書類は、あくまでも本業務実施にあたっての知識、経験、熱意等を確認するために使用します。提出書類に記載されている内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。

カ 提出書類は、個人情報のほか、川崎市情報公開条例（平成13年3月29日条例第1号）第8条各号に掲げるものを除き、情報公開の対象となります。

(3) 無効及び失格となる提案者（団体）について

ア 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

イ 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合

ウ 仕様書に適していない場合

エ 提出書類の提出後に、参加者の資格要件を満たさなくなった場合

オ 提案内容のヒアリング及び評価委員会に参加しなかった場合

(4) 当該落札（又は、受託予定者決定）の効果について

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

所管課：川崎市市民文化局コミュニティ推進部区政推進課（担当：大森・城田）

所在地：〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階

電話：044-200-2490